

建築確認申請 手続きフロー

1. はじめに

藤井寺市は特定行政庁ではないため、建築確認申請はまず藤井寺市に提出をし、市が経由事務を行った後に指定の確認検査機構または大阪府に再提出をしていただく必要があります。

なお、経由事務には約7日、消防同意が必要な場合は約10～14日を要しますので申請時にはその期間を考慮して頂きますようお願いいたします。詳細な手順については下記を参照して下さい。

2. 手続きフロー

※1 藤井寺市に建築確認申請の提出（申請者）

・提出部数 — 正本・副本・市控え 3部

- 市控えには建築確認申請に関する調査報告書(市様式)および建築計画概要書(A3)のコピーを添付して下さい。
- 建築敷地が埋蔵文化財包蔵地内にある場合は、文化財保護課に埋蔵文化財発掘の[届出・通知]書を提出の上、調査報告書に確認した内容の記載を受けて下さい。
- 屋外広告物の場合は、藤井寺市へ提出する『屋外広告物許可申請書』の写しを添付して下さい。
- 42条2項道路に接道する場合は、事前に中心線について大阪府と協議を行って下さい。

※2 市にて現地調査および調査報告書の作成など経由事務の実施（藤井寺市）

- 経由事務には約7日、消防同意が必要な場合は約10～14日を要しますので申請時にはその期間を考慮して頂きますようお願いいたします。(消防へは市が経由を行います。)
- 経由事務完了の確認は申請者からご連絡をお願いします。完了時は市での引渡しとなります。なお、手直し及び確認事項がある場合は、市から連絡いたします。

※3 指定確認検査機構または大阪府に建築確認申請の提出（申請者）

3. よくある質問

Q1 : 副本はコピーでよいですか？

A1 : 正本以外の副本および市控えはコピーで結構です。

Q2 : 構造計算書は必要ですか？

A2 : 市経由時点では必要ありません。

Q3 : 図面修正等が生じた場合はどのような処理になりますか？

A3 : 『軽微な変更の場合』—変更となる書面を持参して頂きましたら、内容を確認後に経由印を押印し返却いたします。

『計画変更建築確認申請が必要な場合』—上記の建築確認申請手続きフローと同様になります。

※差し替えて良いか？ 再申請が必要か？については指定確認検査機関等にご確認下さい。

Q4 : 建築確認概要書の閲覧は出来ますか？

A4 : 概要書はすべて大阪府で保管しています。必要な場合は大阪府の建築指導室の窓口に訪庁願います。

Q5 : 建築確認済証および完了検査済証について

A5 : A4と同様、すべて大阪府で保管しています。必要な場合は大阪府の建築指導室の窓口に訪庁願います。